

(7)軽自動車税(環境性能割)に関する概要

ア 電気自動車等の税率

用途	税率	
	自家用	営業用
乗用	非課税	非課税
貨物	非課税	非課税

電気自動車とは、軽自動車の場合は電気軽自動車及び天然ガス軽自動車(平成30年排出ガス基準適合車または平成21年排出ガス基準10%低減達成車)のこと。

イ ガソリンハイブリッド車、ガソリン車の税率(乗用)

排ガス要件	燃費要件	税率	
		自家用	営業用
平成30年排出ガス基準50%低減達成車(★★★★)	令和12年度燃費基準75%達成かつ令和2年度燃費基準達成車	非課税	非課税
	令和12年度燃費基準60%達成かつ令和2年度燃費基準達成車	1.0%	0.5%
又は 平成17年排出ガス基準75%低減達成車(★★★★)	令和12年度燃費基準55%達成車	2.0%	1.0%
	上記以外の車	2.0%	2.0%

令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得した自家用乗用車は、上表の税率から1.0%軽減される。

ウ ガソリンハイブリッド車、ガソリン車の税率(貨物)

排ガス要件	燃費要件	税率	
		自家用	営業用
平成30年排出ガス基準50%低減達成車(★★★★)	平成27年度燃費基準+25%達成車	非課税	非課税
	平成27年度燃費基準+20%達成車	1.0%	0.5%
又は 平成17年排出ガス基準75%低減達成車(★★★★)	平成27年度燃費基準+15%達成車	2.0%	1.0%
	上記以外の車	2.0%	2.0%